

会 議 記 録

会議名称	杉並区介護保険運営協議会（令和5年度第5回）	
日時	令和6年3月19日（火）14時00分～15時53分	
場所	杉並区役所 中棟5階 第3・4委員会室	
出席者	委員名	古谷野会長、藤林副会長、植田委員、小林委員、日置委員、堀本委員、瑠璃川委員、松本委員、山田委員、成瀬委員、安田委員、山崎委員、田嶋委員、横倉委員、手島委員、堀向委員、森安委員、根本委員、相田委員、川寄委員
	区側	高齢者担当部長、高齢者施策課長（高齢者施設整備担当課長兼務）、高齢者在宅支援課長（地域包括ケア推進担当課長兼務）、介護保険課長、保健福祉部管理課長、在宅医療・生活支援センター所長、保健サービス課長、障害者施策課長
	事務局	香村、山本、小松田
欠席者	石川委員、手島委員、笹谷委員	
配布資料等	<ol style="list-style-type: none"> 1 杉並区高齢者施策推進計画（令和6（2024）～8（2026）年度） 2 令和5年度「安心おたっしや訪問」の実施結果等について 3 地域包括支援センター事業評価全国集計結果（令和4年度事業）について 4-1 杉並区地域包括支援センター（ケア24）事業実施方針（運営方針）【令和6～8年度】 4-2 介護保険法施行規則の改正に伴う「総合相談支援事業の一部委託」について 5-1 地域密着型サービス事業所の指定（区内）について 5-2 地域密着型サービス事業所の指定（区外）について 5-3 地域密着型サービス事業所の法人変更に伴う指定（区内）について 5-4 地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について 6 地域包括支援センターが業務の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者等について 7 杉並区におけるケアマネジメントに関する基本方針 8 杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の改正について 9 杉並区における介護保険の実施状況について 	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者担当部長あいさつ 2 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 杉並区高齢者施策推進計画（令和6（2024）～8（2026）年度）の策定について (2) 令和5年度「安心おたっしや訪問」の実施結果等について (3) 地域包括支援センター（ケア24）事業評価全国集計結果について（令和4年度事業）について (4) 地域包括支援センター（ケア24）事業実施方針（運営方針）【令和6～8年度】等について (5) 地域密着型サービス事業所の指定等について <ol style="list-style-type: none"> ①地域密着型サービス事業所の指定（区内）について 	

	<p>②地域密着型サービス事業所の指定（区内）について</p> <p>③地域密着型サービス事業所の法人変更に伴う指定（区内）について</p> <p>④地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について</p> <p>(6) 地域包括支援センターが業務の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者等について</p> <p>(7) 杉並区におけるケアマネジメントに関する基本方針について</p> <p>(8) 杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の改正について</p> <p>(9) 杉並区における介護保険の実施状況について</p> <p>3 その他</p>
会議の結果	<p>1 杉並区高齢者施策推進計画（令和6（2024）～8（2026）年度）（報告）</p> <p>2 令和5年度「安心おたっしや訪問」の実施結果等について（報告）</p> <p>3 地域包括支援センター事業評価全国集計結果（令和4年度事業）について（報告）</p> <p>4-1 杉並区地域包括支援センター（ケア24）事業実施方針（運営方針）【令和6～8年度】（報告）</p> <p>4-2 介護保険法施行規則の改正に伴う「総合相談支援事業の一部委託」について（報告）</p> <p>5-1 地域密着型サービス事業所の指定（区内）について（報告）</p> <p>5-2 地域密着型サービス事業所の指定（区外）について（報告）</p> <p>5-3 地域密着型サービス事業所の法人変更に伴う指定（区内）について（報告）</p> <p>5-4 地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について（報告）</p> <p>6 地域包括支援センターが業務の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者等について（報告）</p> <p>7 杉並区におけるケアマネジメントに関する基本方針（報告）</p> <p>8 杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の改正について（報告）</p> <p>9 杉並区における介護保険の実施状況について（報告）</p>
高齢者施策課長	<p>それでは定刻になりましたので、令和5年度第5回杉並区介護保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は石川委員、手島委員から欠席のご連絡を頂いております。笹谷委員は遅れて来られるかと思えます。</p> <p>また、区の管理職員ですけれども、白井保健福祉部管理課長と山田障害者施策課長が他の会議出席のため途中退席しますので、お含み頂ければと思います。</p> <p>初めに、高齢者担当部長より挨拶を申し上げます。</p>
高齢者担当部長	<p>皆さん、こんにちは。高齢者担当部長の徳嵩淳一です。</p> <p>昨日、区議会の第1回定例会が閉会いたしました。この定例会では皆さんにご議論頂きながらまとめた高齢者施策推進計画について報告いたしました。また、第9期介護保険料に係る条例改正をご提案して、介護保険事業会計予算等と共に原案議案どおりご議決を頂くことができました。</p> <p>本日の案件は、報告事項9件と盛りだくさんではございますけれども、今期を締めくくる大切な会議となります。限られた時間ですけれども、忌憚のないご意見を頂いて、これからの私どもの取組につなげていきたいと考えて</p>

	おりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
高齢者施策課長	では、これ以降の議事進行については、古谷野会長、お願ひいたします。
古谷野会長	<p>改めまして、こんにちは。年度末のお忙しい中、また寒の戻りの寒い中、今は大分収まりましたが、午前中はすさまじい風が吹いてまいりましたが、そういう中でお集まり頂いてありがとうございます。</p> <p>今、部長からのお話がありましたように、今日は報告事項のみですが、この9つの報告の中にはかなり重要なものも含まれておりますので、またいつものように忌憚のないご意見を活発に取り交わして頂ければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>初めに事務局から資料の確認をお願ひいたします。</p>
高齢者施策課長	<p>それでは、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日は次第にも記載のとおり、報告事項が9件ございます。資料番号は資料1から資料9となっております。なお、資料1「杉並区高齢者施策推進計画」につきまして、資料の発送後、右上部分に資料番号の記載漏れがあることが分かりましたので、恐れ入りますが、資料1として追記をお願ひいたします。また、資料4-2につきまして、別紙資料の添付が漏れておりましたので、本日席上に配布しております。</p> <p>資料については以上でございます。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第に従って報告事項に移ってまいります。</p> <p>まず、高齢者施策推進計画についてのご説明をお願ひいたします。</p>
高齢者施策課長	<p>それでは私から「高齢者施策推進計画の策定について」ご説明いたします。資料1を御覧ください。</p> <p>前回、第4回介護保険運営協議会におきまして、区民意見提出手続（パブリックコメント）の結果等を踏まえた計画の修正案をお示しいたしまして、委員の皆様から多くご意見を頂きました。協議会終了後に頂いたご意見等を踏まえまして、内容の最終調整を行うとともに、必要な修正等を行いました。</p> <p>恐れ入りますが、計画の104ページをお開きください。「生計困難者に対する介護保険料独自減額制度の見直し」でございます。</p> <p>会長から「前回の記載では対象となる方々の介護保険料が一体幾らなのか見えづらい」というご意見を頂きました。その後、事務局におきまして改めて調整を行いまして、説明文ですとか、真ん中の表「独自減額見直しの概要」の記載内容につきまして、分かりやすくなるように修正を行いました。</p> <p>それからもう1点、少し戻りまして69ページをお開きください。こちらは「(4) 介護人材定着・育成支援の充実」でございます。</p> <p>前回、小林委員から「この部分に障害者の就労支援との連携について加えてはどうか」とのご意見を頂きまして、こちらにつきましても障害者施策課と共に検討を行いました。委員からのご指摘は大切な視点であることは理解しておりますけれども、この項目にはストレートに掲載しにくいところがございますので、障害者施策推進計画の中に障害者の就労支援の推進拡充を記載しておりますので、分野横断的に取り組んでいくことを前提に、記載の追加は行わないことといたしました。小林委員には過日その旨をご説明し、ご了承頂いております。</p> <p>また、前回、震災発生時の災害時要配慮者への支援・避難等について様々なご質問を頂いたことから、震災救援所や第二次救援所、福祉救援所の役割分担等が分かるように、59ページの下のほうに「災害時における要配慮者の</p>

	<p>避難先等のイメージ図」を追加するなど、より内容の理解が深まるよう必要な図表やイラストなども追加したほか、最終調整の中で文言等の修正も行いました。</p> <p>こちらの計画につきましては、先月に意思決定を経た後、区議会へ報告を行いました。</p> <p>また、105 ページに記載しております「第9期計画における介護保険料」の内容による介護保険条例の改正案につきましても、昨日、第1回区議会定例会でのご議決を頂いてございます。</p> <p>最後に、本計画冊子につきましては校了いたしまして、現在冊子の印刷を行っております。完成次第、委員の皆様へ送付させていただきますので、今しばらくお待ちください。皆様に御覧頂いている冊子はとりあえず白黒で印刷しておりますけれども、出来上がるとこのような紫色の表紙になります。</p> <p>なお、こちらの表紙下にあります「令和6（2024）年3月」と記載しておりますけれども、奥付の発行年月を示しており、区が意思決定した本年2月と誤解を招くおそれがあるため削除する予定です。</p> <p>委員の皆様には作成計画に当たりまして、貴重なご意見、ご指摘も頂きまして誠にありがとうございました。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ご質問あるいはご意見おありの方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>この計画を隅々まで理解するのは至難の業というくらいのものだと思うのですが、これまで何回も突っ込んだご議論を頂いたところなので、特にご質問はもういいのかもしれないですね。</p> <p>よろしゅうございますか。</p>
藤林副会長	<p>64、65 で認知症の施策が出ていますけれども、私、先日、ある報告書で23区の認知症施策について全部調べまして、そうしますと、杉並区は若干弱いかなと思います。</p> <p>何をもちいて強い弱いかというとな全体的な印象でしか測りようがないのですけれども、これを見ても特色がない。いろいろとやろうとなさっていらっしゃる話もお聞きしますが、世田谷区はほんと特色を出しているのです。これから認知症の方が増えるということをもっと真剣に考えていかないといけない。次回で構いませんので、認知症施策についての推進をぜひお願いしたいと思います。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>犬飼課長、どうぞ。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>ご指摘ありがとうございます。この計画の中を見ると、前回の計画から踏襲しているものもかなり多いと思われまます。その一方で、65 ページの「⑩認知症の普及啓発と予防・共生の推進」については、我々はこれからこの項目にかなり力を入れて対応していきたいと考えております。委員の皆様にも前にご報告したかと思いますが、区は認知症介護研究・研修東京センターと昨年の3月から連携協定を結んでおりまして、専門的な見地からのご助言を伺いながらいろいろな施策を今までも進めてまいりましたし、これからも進めて行く考えです。来年度は認知症予防・共生講座の開催、それからいろいろな認知症についてのイベントや催しなどを企画してございますので、そういった中で認知症についていろいろと普及啓発を行って施策を推進していければと考えておりますので、またいろいろとご指導、ご助言など頂戴できればありがたく存じます。</p> <p>以上です。</p>

古谷野会長	<p>センターは区内にあるので大いに活用させて頂いて、副センター長の永田さんにいろいろと話したりアドバイスもらったりしたらよろしいのではないのでしょうか。ありがとうございました。</p> <p>ほか、いかがですか。よろしいですか。</p> <p>それでは、2番目の報告事項に移ってまいりたいと思います。「安心おたっしや訪問」の実施結果等についてです。</p> <p>これも犬飼課長ですね。</p>
高齢者在宅支援課長	<p>高齢者在宅支援課長からご報告申し上げます。</p> <p>資料2に基づいて令和5年度の「安心おたっしや訪問」の実施結果及び令和6年度の実施予定を報告いたします。</p> <p>まず、令和5年度の実施結果です。</p> <p>今回の訪問対象としましたのは、令和5年4月1日現在、住民基本台帳に記載されている75歳以上の方で、まず優先度1、2、3と分かれています。優先度1として要介護認定を受けておらず、かつ、過去2年間に医療機関の受診歴がない方、939人。優先度2として、要介護認定を受けているが、介護保険サービスを利用していない方、2,176人。優先度3として、要介護認定を受けておらず、かつ、過去2年間に医療機関の受診歴がある83歳以上の単身の方、5,130人。合わせまして8,245人を対象として訪問いたしました。</p> <p>対象者には、あらかじめ5月に訪問する旨をご通知差し上げ、ケア24には5月から9月まで優先度1・2の方を対象に、民生委員の方には5月から7月までに優先度3の対象者を訪問して頂き、その後のフォローとしまして区職員が9月から10月、2月から3月にかけて訪問いたしました。</p> <p>区の職員によるフォローアップ調査を経た上での本年2月末日現在の訪問結果ですが、1ページの表(4)を御覧頂きたいと思います。まだ集計中、2月29日の段階のものですが、聞き取りができた方は、面会や電話、家族からのお話など聞き取りができた方ということで6,871人、全体の83.3%に当たります。</p> <p>残りの16.7%の方ですが、うち7.6%が「留守」「拒否」「家がみつからない」などの理由で聞き取りができなかったケース。9.1%が「入院・入所中」「転出・死亡」などの理由により「対象外」の方となっております。</p> <p>また、令和5年度は新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行したこともありまして、本人との面接による聞き取りが、令和4年度は61.2%だったものが令和5年度には65.6%に増加しました。今後もパーセンテージが上がるよう、きめ細かい対応に、努めてまいります。</p> <p>次に資料の裏面を御覧ください。</p> <p>訪問を通して介護給付などのサービスにつないだ方は350人で、令和4年度は339人でしたがそれより増えております。また、医療機関などの関係機関につないだ方は、令和5年度は87人ですが、これも令和4年度の69人より増加しております。</p> <p>次に、「2. 令和6年度の実施予定について」申し上げます。</p> <p>次年度はより効果的に訪問ができるよう、次のように改善したいと思います。</p> <p>まず、優先度1の「家がわからなかった」ケース、こちらは区の職員が再訪問して家が分かった場合、その情報をケア24等に確実に、次の訪問等に役立てるよう引継ぎを行いたいと思います。</p> <p>それから、訪問票の原本は個人情報等が掲載されているため、対象者本人にお見せすることができません。ただ、民生委員の方などは本人に質問項目</p>

	<p>を見せながら聞き取りを行いたいご要望をお持ちでしたので、このため、個人情報記載がない質問項目のみのシートも作成し、お役立て頂けるように準備したいと思っております。</p> <p>令和6年度の対象者数は、9,500人程度を見込んでいて、優先度1と2の要件は令和5年度と同じですが、優先度3につきましては、高齢者複数世帯で、要介護認定を受けておらず、かつ、過去2年間に医療機関の受診歴がある81歳以上の方を対象とする予定です。</p> <p>対象者数の内訳は、優先度1が約1,000人、優先度2が約2,000人、優先度3が約6,500人の見込みです。</p> <p>スケジュールにつきましては、令和5年度と同じ時期の実施を予定しております。</p> <p>私からの報告は以上です。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以前申し上げたかもしれませんが、この制度、行方不明の100歳高齢者がすぐ近くにお住まいだったという、つらい経験から出発してつくられた杉並区独自の制度かと思いますが、毎年大変な苦勞をしてやっています。</p> <p>横倉委員、何か一言おありではないですか。</p>
横倉委員	<p>民生委員の横倉です。お世話になります。</p> <p>「安心おたっしや訪問」、毎年私、個人の場合には17前後、上限20ということで、民生委員自体も高齢化しておりますので、上限を設けて頂いております。ありがたいことですが、大体17件前後訪問しています。</p> <p>もう何年もさせて頂いているので、大体3年に1回ぐらい同じ方のところに訪問させて頂きます。そのときに前回のことをお話しさせて頂くと、対象者さんもすごく喜んでくれて、親近感を持って頂けるということで、そのときにちょっと信用度が上がるので、例えば、前回聞けなかったご自宅の電話番号とか緊急連絡先とか、そういうのを伺うようにさせて頂いています。そういう形で対象者の方の情報収集はさせて頂いております。</p> <p>情報は守秘義務が課されておりますので、外部に出すということはありません。あくまでも個人的な後々のフォローの資料ということにさせて頂いております。ただ、おかげさまで皆さんすごく元気にお過ごし頂いているので、そういう意味では本当にありがたいことです。引き続き我々の模範となさせて頂ければと思っている次第です。</p> <p>以上です。ありがとうございます。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この制度をつくったとき、待っていないということが大事だという議論をしたのですよね。いつも区役所、あるいは地域包括支援センターで申請を待つということではなく、こちらから行って、今お話し頂いたように関係をつくりながら、問題がなければそれでいいわけですが、問題が起こったときに常に速やかにスムーズに行くことができるように土壌づくりにも使って頂くということで役に立っているかと思えます。</p> <p>何かご質問、ご意見がおありの方。</p> <p>小林委員、どうぞ。</p>
小林委員	<p>詳しい記載ありがとうございました。その中で、1点質問ですが、「(4)訪問結果(集計中)」の表で、優先度1「聞き取りができなかった」137人、14.6%という結果があります。優先度1は先ほどもご説明頂いたように、要介護認定を受けておらず、かつ2年間に医療機関の受診歴がない方ということで、どこともつながりのない方だと思うのですが、その聞き取りができなかった理由の中に「留守」「拒否」「家が見つからない」などの理由があるわ</p>

	<p>けですが、その後の対処方法、137人、14.6%の方はどのように対処されたかということをお聞きしたいと思います。</p>
高齢者在宅支援課長	<p>区の職員によるフォローアップ調査というものを2月から3月に行っておりまして、見つからない住居については繰り返し探すようにして見つかった住居などもございます。</p> <p>また、「拒否」につきましては、何回行っても「二度と来るな」と言われてしまったり「もう用はない」と言われてしまって、そういった方は度々足を運ばせて頂いても拒否されることが多いので、メモ書きというのですか、記録に残しておいて、ただ、これがご本人であれば、言い方は悪いのですけれども、お元気でいらっしゃるのだなと理解することにして、その旨は記録しております。</p> <p>職員が繰り返し訪問することによりまして、必ずいらっしゃる、ご自宅でお過ごし頂いているということを確認するようにしておりますので、なかなか聞き取りができなかった人などにつきましては、見つけるのに苦慮はしておりますが、情報を少しずつ潰して行って、聞き取りができなかった人数を少しでも少なくするように努めております。</p>
古谷野会長	<p>よろしいですか。</p>
小林委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>私たち住民が、先ほど会長もおっしゃったように、孤独死とかいろいろな不安があるので、つながる安心、優先度1の方はここで見るとどこにもつながっていないという方が対象ですので、ちょっとそこに不安を感じ質問をさせて頂きました。ありがとうございました。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p>区民課へ不在住、職権消除、その他通告は何件くらいありましたか。</p>
高齢者在宅支援課長	<p>区民課に特に職権消除等で通告しているものはないです。</p> <p>例えば「安心おたっしゃ訪問」をしている中で、どうしても安否確認がなかなかできない方で、その中で残念ながらお亡くなりになっていたという方も昨年2件ほどありました。そのときも全く会えなかったというわけではございませんで、ご家族がいらっしゃって、なかなか会わせてくれなかったという例があったのです。残念ながらそのおうちの方、お亡くなりになっていたということ隠していらっしゃって、たまたまケア24の職員に、実はというように打ち明けて発覚したことなのですけれども、そういった「安心おたっしゃ者訪問」を通じて残念なことなども明らかになることがありますが、こうした残念なケースが少しでもなくなりますよう、あらかじめ着実に訪問を重ねて関係をつくっていかればと思っております。</p>
古谷野会長	<p>もちろん残念な結末ではあるのですが、そういうケースを発見することもこの「安心おたっしゃ訪問」の1つの目的でもあるわけで、あまりがっかりすることもないと思っていけないのではないのでしょうか。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p>この制度を始めた最初の頃は分からないという人がいっぱいあったのです。そして、実際に職権消除もかなり頻繁に行われていましたので、それが少なくなってきたというのは喜ばしいことと受け止めるべきだと思います。</p> <p>よろしゅうございますでしょうか。</p> <p>それでは、3番目の報告事項に移ってまいります。</p> <p>今度は地域包括支援センター、引き続き犬飼課長ですね。お願いします。</p>

<p>地域包括ケア 推進担当課長</p>	<p>では、地域包括支援センターのケア 24 の「事業評価全国集計結果（令和 4 年度事業）について」、地域包括ケア推進担当課長から申し上げます。</p> <p>資料 3 を御覧ください。</p> <p>杉並区地域包括支援センター（ケア 24）の運営状況については、平成 30 年 7 月 4 日付けの厚生労働省老健局通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」に基づき、平成 30 年度より毎年全国統一の評価指標による評価を行っています。この評価は、各保険者が自己評価する 59 項目の市町村指標と、各ケア 24 が自己評価する 55 項目のセンター指標があり、うち 48 項目は対応関係のある項目として構成されています。</p> <p>項目の詳しい内容につきましては、資料 3 別紙、A 3 の大きな紙がありますので、後ほど御覧ください。</p> <p>今年度は、令和 5 年 6 月に、令和 4 年度事業に対する区の「市町村指標」と各運営事業者による「センター指標」を行っており、その結果について令和 6 年 2 月に国が公表した全国集計結果を踏まえて分析評価を行いましたので、その内容を報告するものです。</p> <p>まず、「集計結果からの分析」についてです。</p> <p>1 ページに（1）と（2）と出ていますが、右側が国、都、特別区の平均になりまして、左側が杉並区の平均になってございます。</p> <p>杉並区は、市町村指標ですと令和 4 年度につきましては、全て 100%です。センターの指標につきましては、令和 4 年度の「組織運営体制等」については 97.4%で、それ以下は全て 100%になっております。</p> <p>「市町村指標（杉並区）」は、令和 3 年度は「組織運営体制等」が 94.7%でしたが、令和 4 年度は三職種を配置したケア 24 が増えたことで、当該項目の得点基準に達したことにより 100%に向上しました。</p> <p>また、センター指標は「組織運営体制等」について三職種の配置が 10 か所であったため、平均得点率は 97.4%でした。ただし、残りの 10 種については、国の通知「地域包括支援センターの設置運営について」において、「保健師に準ずる者」の配置（地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師）、「主任介護支援専門員に準ずる者」の配置（ケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者）がそれぞれ配置されておりますので、現状で実質的な組織運営体制は確保されているものと考えております。</p> <p>次に、国の調査項目については、区、ケア 24 とともにほとんどの項目で基準をクリアしています。</p> <p>また、この高い水準を今後も維持させ、また向上させる取組が必要となってきますので、そのために令和 6 年度の区の履行評価においては、区の目指すべき評価項目として、認知症施策の充実や高齢者のアウトリーチの評価項目などを設定し、ケア 24 の質の向上と機能強化の推進を図っていく考えです。</p> <p>最後に「今後の取組」について申し上げます。</p> <p>高齢化の進行による高齢人口の増加に伴い、ケア 24 の総合相談の件数。ここで訂正させて頂きたいと思えます。</p> <p>2 ページの「今後の取組」のところに「令和元年度から令和 4 年度で 9.1%増加しています」とありますが、実はこちらは 13.9%の増加の誤りです。ご訂正頂ければと思います。件数としましては、令和 3 年度は 12 万 7,665 件だったものが、令和 4 年度は 14 万 5,455 件で、実質 113.9%となっておりますので、13.9%の増と見て頂ければと思います。</p>
--------------------------	---

	<p>また、相談内容としましては、複合的な課題を持つ世帯の相談が増えています。複合的な課題を持つ世帯からは、延べ2,000を超える相談がある現状でございます。</p> <p>今後とも、ケア24の業務範囲は一層拡大していくことが予想されます。こういった状況下において、今後ケア24センター長会を活用しながら、センター間の横断的な取組や専門研修などを重ねましてサービスの質の向上を図るとともに、後ほど説明させて頂きますが、改正介護保険法等に基づく業務負担軽減の在り方なども検討していく必要がありますので、今後そういったことの検討も重ねながらケア24における一層の業務効率化を図ることとします。</p> <p>私からは以上です。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、評価委員長を兼ねておられる藤林副会長に少しコメントして頂きたいと思います。お願いします。</p>
藤林副会長	<p>古谷野会長と一緒に杉並区独自で行った地域包括支援センターの評価が全国のものになり、ついにここまで100%ばかりになって素晴らしいとも思うのですが、正直申し上げまして、100%ではあるけれども、やはり各地域包括支援センター間の差はあります。</p> <p>だから、100%だから全てが素晴らしいわけではなく、何度もここで申し上げていますが、唯一選べない介護保険制度のサービスです。そこに住んでいる人はそのセンターしか使えないのです。ですから、都の平均より上回っているのは、長年の成果だと思うのですけれども、区の評価事業をもっと使っていきながら何をもって地域包括支援センターの評価とするのか、どういう地域包括支援センターを区民は求めている、それに応えられる地域包括支援センターなのかという指標を杉並区独自でこれからつくっていかないと、この100%で喜んでいるだけではいけないよという気がしております。</p> <p>それから、相談業務というのは、何をもって相談業務というのかというのは社会福祉士の養成を何十年もやってきてずっと考えてきていて、しかも今回、あとから出てくる資料の別紙4-2もそうですけれども、今回、こども家庭ソーシャルワーカーとってこども家庭庁が行うソーシャルワーカーという新しい資格をつくったりするのです。そういうものと併せてソーシャルワーカーとか社会福祉士とか精神保健福祉士とか、そういう言葉が出てくる中で、重層的支援体制の中で、ケアマネさんにどこまで何ができて、こんなにたくさんいろいろな研修体制をやっているけれども、その研修体制の評価をどういうふうにしているのかとか、ただ研修を受ければよいというものではなくて、最終的に研修のテスト制度みたいなものをやらないと、だんだんきつくなってきていると思うのです。</p> <p>多方面にわたる地域包括支援センターの評価は、多分もう1回考え直したほうがいいのかもしいかなと思うところがございます。ただ、100%はよかったなとは思いますが。</p> <p>以上です。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。だんだん欲が出てくるのですよね。</p> <p>いかがでしょう。ご質問、あるいはご意見おありの方はいらっしゃいますか。</p> <p>どうぞ堀本委員。</p>
堀本委員	<p>ありがとうございます。私もこの評価数値を委員として拝見させて頂き、ここ数年の上昇を区民としても大変うれしく、ケア24、区の方たちのご努力を非常に感じております。</p>

	<p>その中で、2ページの「2. 今後の取組」の下から2行目、先ほど課長がお読みくださった「相談の質の向上」という文章で、意味合いとしては分かるのですが、これは相談事例の解決のための対応力の向上ということなのではないでしょうか。それとも相談内容の質、例えば、いろいろな場面や条件が重なった相談事例、そういうものへの対応力への向上という意味合いなのではないでしょうか。お聞きしたいと思います。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>地域包括ケア推進担当課長からお答えいたします。</p> <p>今、委員がおっしゃったように、対応力の向上ももちろんですし、あとはいろいろな事例に当たっていろいろな関係機関、ネットワークを使って本当にいろいろな方たちと一緒に考えて解決に向かう、そのようなことを目指していきたいと思っております。</p> <p>先ほども申し上げましたとおり、来年度から重層的支援体制整備事業が実施されるに当たりまして、ますますいろいろな機関と関わりができてくることと思っております。これに関しまして、ケア24につきましても、いろいろな研修等を受けたり、そういった機会を設けたりしています。例えば、昨年におきましてはヤングケアラーについての講座、実際に当事者だった方のお話などを聞くなどの機会を設けまして、そういった知識や認識などを深める機会を設けました。</p> <p>これからは高齢者のみならず家庭の問題、それから子どもの問題、経済的な問題、いろいろな本当に複合的な問題が生じてくると思っておりますが、そういったことを諸機関と手を携えながら解決に向けて進んでいけるような、そういった取組をケア24に期待しておりますし、また私たちもそういったことについて下支えしていければと思っておりますので、今後ともしっかり取り組んでいきたいと思っております。</p>
堀本委員	<p>相談の質の向上という意味合いは分かるのですが、先ほど課長がおっしゃったサービスの質の向上という、そういう意味になりますか。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>サービスの質の向上ももちろん含まれます。</p>
堀本委員	<p>ありがとうございます。分かりました。</p>
古谷野会長	<p>サービスといっても地域包括そのものが、例えば介護サービスを提供するわけではないので、地域包括支援センターのサービスというのは、要するにソーシャルワーク、相談援助のサービスなのです。この相談援助の質を高めるということであって、その中身は、例えば、なかなかうまく利用者さんが表明できないようなニーズを引き出してきたり、あるいはそのニーズに応えられるように地域の様々な支援を結び付けて提供していったりと、そういう働き、これがサービスなのです。サービスの質の向上というのは、そういう働きができるように担当されるソーシャルワーカーの、あるいはセンターの職員の能力を高めていきたいと思いますということですね。いいですか、今の説明で。</p>
堀本委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
古谷野会長	<p>相談援助のプロとして、森安委員はどうですか。</p>
森安委員	<p>「杉並区は」と言うてはいけないと思いますが、地域包括支援センターの職員さんはすごいと思います。ソーシャルワークのスキルとしてはすごく高いと私は思っています。</p> <p>ただ、ここにもあるように「職員が配置しているか」だけ50%なのですよ</p>

	<p>ね。ほかは100%だけれども。だから人材が足りないということは正直あるのかなと思うのですけれども、その辺りがもう少し、全体に三職種が配置されることによってさらに高くなっていくのかなという感じは受けますというところですかね。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。 地域包括と関連が深いケアマネの相田委員、いかがでしょうか。</p>
相田委員	<p>本当に相談援助の質を高めるのは難しいことだということは日々実践の中でも感じております。 包括支援センターとは要支援のご利用者様だけではなくて地域の様々な場面で関わる場所が増えているので、先ほどネットワーク力ということを先ほど挙げられていましたけれども、私たちの中ではどんだん力がついているような実感がとてもあります。 また、今、森安委員がおっしゃったように、三職種の配置はなかなか難しいこともありますので、私たちも関わる地域の一員としてしっかりと協力していきたいと思っております。 以上です。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。 設置者、受託法人としての立場もおありかと思うのだけれども、安田委員、何かおっしゃって頂けますか。</p>
安田委員	<p>うちの医師会もケア24 荻窪を運営しておりますが、人材確保にかなり苦労しまして、最近になってやっと人材が満たされてきた状況です。 あと、皆さん、手前味噌的な言い方ですけども、研修をすごく熱心に行っていて、いろいろな会議とか多職種連携ですかね。我々医師会がやっていますから当然医療関係者との連携もしっかりしてきましたし、そこは皆さんかなり、無理してとは言いませんけれども、一生懸命働いていらっしゃる、いつも感心しております。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございます。 川崎委員、いかがですか。</p>
川崎委員	<p>すぎなみ正吉苑も地域包括支援センターを杉並区より受託しています。今年ですが、ISOの定期審査を受けております。介護保険事業所ですと、仕組みとして第三者評価があり事業所評価、利用者満足度評価を受けております。地域包括支援センターは、提供したサービスの利用者満足度を、どのように評価を受けているのか、指摘を受けました。 地域包括支援センターは特に利用者からアンケートなどのサービス評価を受けていないので今後、提供したサービスの質をどのように利用者評価を受けるのか、課題として考えてほしいとの指摘です。そのような宿題を今年度いただきましたので、来年度の定期審査で、どう改善したか報告していく予定です。地域包括支援センターの利用者満足度調査の在り方も今後課題として考えています。先ほどの「サービスの質」につながってくると思っています。 以上です。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。 さっき、藤林委員が言われたみたいに、唯一選べない介護保険のサービスなのですよね。ですから全体の、もちろん最低限の水準はどうにクリアしているのだけれども、それ以上のところでいかに、お互いのセンター同士が隣を見て「うちはこうしよう」ということが相談できて、そして全体がより高まっていくことができればいいと思います。そういうことを今後の取組の中でもお書き頂いていると思います。</p>

	<p>よろしいでしょうか。 そういたしましたら、次の報告事項に移らせて頂きます。同じくケア 24 ですが、今度は事業実施方針についてです。 犬飼課長、お願いします。</p>
<p>地域包括ケア 推進担当課長</p>	<p>では、杉並区地域包括支援センターの事業実施方針（運営方針）令和 6 年度から 8 年度について報告いたします。</p> <p>介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 4 項にて、地域包括支援センターは市町村に設置した協議会にて適切かつ公正・中立な運営を確保することとされており、事業実施方針をはじめ主要事項の報告を行うものとされておりますので、この場において令和 6 年度から令和 8 年度のケア 24 の事業実施方針を報告するものでございます。</p> <p>まず、資料 4-1 を御覧ください。</p> <p>「1 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築の基本理念」についてですが、これは杉並区総合計画と杉並区高齢者施策推進計画第 9 期介護保険事業計画の下、「地域包括ケアシステム」を基盤とした地域共生社会の実現を目指すため、地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステムの構築の基本理念としたものでございます。</p> <p>次に「2 運営上の基本方針」については、(1) 公益性、(2) 地域性、(3) 多職種による協働性、につきましては、前回の実施方針と従前どおり掲載したものと同一になっております。</p> <p>「3 地域包括支援センターの業務における実施方針」ですが、前回の業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント、それから前回の重要な取組として、地域ケア会議の開催、在宅医療と介護の連携強化、認知症支援体制の充実、生活支援体制整備は引き続き実施されていますが、この中で、認知症支援体制の充実については、前回では認知症施策推進大綱を基に取組を示しておりましたが、今回は今年の 1 月 1 日から施行されています「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念及び内容を踏まえ、認知症になっても、尊厳を保持し、希望を持って、住み慣れた地域で自分らしく生活を送れるよう取組を進める旨を記載する修正を行いました。</p> <p>次に、「4 区との連携」になります。4 ページになります。</p> <p>今回の方針、一番上の「ケア 24 の包括的支援事業においては、高齢、障害、保健福祉、子ども、などの様々な行政分野と横断的な連携を図りながら調整をしていく」につきましては、令和 6 年度から重層的支援体制整備事業が実施されることを受け修正したものにになります。</p> <p>最後に、「5 区の実行方針」ですが、区は、ケア 24 の定期的な点検・評価を行い、運営水準の引上げと機能強化に向けた取組を協働して行うとともに情報や課題の共有を進め、連絡調整や関係機関との連携が円滑にできるよう助言・指導等の支援を行う旨を示したものです。</p> <p>こうした新たな方針につきましては、先週 3 月 15 日に開催したケア 24 センター長会でもご説明し、理解・共有を図っております。</p> <p>併せまして 4-2 についても引き続き説明させて頂ければと思います。4-2 を御覧ください。</p> <p>今般、介護保険法施行規則の改正が行われまして、その改正に伴う「総合相談支援事業の一部委託」についてご説明させて頂きます。資料 4-2 と資料 4-2 別紙を御覧頂けますか。</p> <p>令和 6 年 4 月 1 日、介護保険法施行規則の改正により、地域包括支援センター（ケア 24）が行っている総合相談支援事業について、本年 4 月 1 日か</p>

	<p>ら、その一部をセンターから指定居宅介護支援事業者等に委託することが可能となります。これは複雑化・複合化した住民ニーズへの対応など、増大した地域包括支援センターの業務負担を軽減するための取組の一環とするものです。</p> <p>資料4-2の別紙の表を御覧頂きたいと思いますが、この中でパターン1、パターン2とありますが、杉並区は「パターン1. 地域包括支援センター（委託型）の設置者が一部委託をする場合」に該当します。</p> <p>この中で、運営協議会の意見を伺い、センターの業務との一体性を確保した上で指定居宅介護支援事業者などに運用を委託することとなります。</p> <p>このような一部の委託を円滑に実施するためには、ある程度条件を整えていく必要がありますが、例えば、委託を希望する事業者等において、従事者の体制の確保、研修の実施、個人情報保護のための事務所内のある程度のスペースの整備、相談スペースの整備など、事業を行うための環境整備が必要となっています。</p> <p>また、ケア24は日々、高度困難なケースの処遇や、複雑化・複合化した課題を常時適切に処遇し、相当に質の高いサービスを区民に提供していますが、この制度ではセンター業務との一体性を確保するようと言われているものでございますので、そうした委託を行うことが適当とされるため、ケア24を水準に達した業務を委託業者に提供してもらうに当たってケア24が指導助言などを行う必要が出てくると思います。委託先がケア24と同等のサービス提供を安定して行える体制づくりが整っている必要があるかと思えます。</p> <p>そのため区としましては、今後、ケア24の業務と一体性確保のための仕組みづくりを図った上で、環境が整った居宅介護支援事業者からの要請があった場合は、その都度介護保険運営協議会の意見聴取を経てケア24からの一部委託を実施することといたしました。</p> <p>私からの報告は以上です。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>資料1と2両方を合わせてということになりますが、ご質問、ご意見おありの方はいらっしゃいますか。</p>
松本委員	<p>資料4-2で、委託をする際に情報共有はどのような形で行っていくのかと思うのですが、その点は多分業務を委託して、それで終わってしまうとあまりよくないと思うので、その情報共有のやり方を確立していく、そういう仕組みをつくっていくのかどうか教えて頂ければと思います。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>総合相談支援業務はケア24の根幹ともいえる業務として、このような業務を事業者提供してもらうことになると、相当なスキル、相当な体制づくりが必要になってくるかと思えます。そのような事業者から手が挙がって、私たちもその事業者にお任せすることができると判断できた場合は、この介護保険運協にお諮りし、その事業者に行って頂くことになると思えます。</p> <p>また、その事業者が事業を委託して実施していく際にもいろいろとケア24から随時、助言指導などを行って、適正な相談業務を行われていくようにしていくことになるかと思えます。</p>
高齢者担当部長	<p>今、松本委員からのご質問に関して、国から施行規則の改正等の通知が来たのが今年1月中旬ということで、各自治体ともその辺りは慎重に、これまでの実績を基に一部委託であっても適正なサービスが提供されなければいけない。そのための情報を含めた適切な管理と必要な共有ということがポイントになってくるので、他の自治体でも4月からすぐ対応するというところ</p>

	<p>ろはないといった状況です。</p> <p>今後、ケア 24 のセンター長会だとか運営事業者との意見交換を重ねて、その辺り、こういうふうによれば大丈夫ではないか、こういうふうによれば混乱も生じないのではないかと、こういうところをしっかりと精査してやっていく必要がある、このように思っております。</p> <p>ですから、まさにこれから現場でそういった意見交換をして、形をしっかりとつくって、そのプロセスの中では多分ほかの自治体の取組の状況も参考にしながら形づくっていくことになると思っています。そういった意味で、そういった環境が整った状態で介護保険運営協議会にお諮りしていきたい、このように思っております。</p>
古谷野会長	<p>よろしいですか。</p> <p>委託先の条件整備、あるいはその確認ということも必要だし、委託をする時の手順だとか、それからケア 24 から提供する情報の精査だとか、あるいは委託するケースの選別も結構難しいことになってくると思うのです。</p> <p>一方でケア 24 の業務は複雑なケースも多くなっているため、業務の軽減を図ることと同時に委託することによる様々な問題も全部クリアしなければいけないということで、これは大変かなという気がしています。</p>
高齢者担当部長	<p>先ほど伝え忘れてしまったのですが、これは国が全国的に地域包括支援センターの業務負担を軽減できるようにする一環の取組ですが、例えば山間部であるとか、総合相談支援をやっている場所が住民の生活拠点から離れている場合には、近くにある居宅介護支援事業所などがそれを適切に行えば、利用者にとっても当然利便性がある。</p> <p>ところが、杉並区の場合、皆様ご案内のとおり、こういった 34 平方キロメートルの中で 20 所のケア 24 を配置して、身近なところで相談しやすい環境を整えている。そのことからすると、果たして地方の山間部とかそういうところとの比較の中で本当にこれを実施することがいいのかどうかという問題意識も当然あるわけです。</p> <p>そのため、今後、会長がおっしゃったように妥当であり、利用者にとって本当に望ましいことなのかという見極めも含めて考えてまいりたいと思っております。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、受けることになりそうな相田委員、どうぞ。</p>
相田委員	<p>私はこの丁寧な対応をして頂いていることに本当に心から感謝申し上げたいと思っております。</p> <p>先ほど部長からお話がありまして、国から下りてくるのが 1 月中旬から下旬と非常に遅い時期であった。そして十分な準備もないままにこれがもし地域でスタートしたとしたら、私たち介護支援専門員や居宅介護支援事業所だけでなく、その先にいらっしゃる利用者、ご家族皆さんが混乱することと不安に思われることが多いのではないかと考えています。</p> <p>ですので、私たちにも課長を通じてしっかりといろいろな話を聞いて頂ける機会を早期に設けて頂いたのですが、私はこの杉並区の決定がよいのではないかと考えておまして、十分な時間をかけて準備をしながら必要なことを私たちも協力していけたらいいなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これは難しいです。実際に具体化していくのにはいろいろな条件があります。いろいろな検討が必要なので、拙速に陥らないように時間をかけて対応して頂ければと思います。</p>

	<p>何かご意見、あるいはご質問おありの方はいらっしゃいますか。よろしいですか。</p> <p>そうしましたら、次の報告事項に移ってまいりたいと思います。</p> <p>地域密着型サービス事業所の指定について、神村課長、お願いします。</p>
介護保険課長	<p>私からは地域密着型サービス事業所の指定等についてご報告いたします。</p> <p>初めに資料5-1、区内1件の通所介護事業所の指定となります。</p> <p>事業所名称は、レコードブック上井草。上井草二丁目に所在しております。利用定員は10名。法人名は株式会社Red Bearです。</p> <p>こちらは昨年11月の協議会で開設について意見を頂き、ご了承頂いた件でございまして、予定どおり1月1日から業務を開始いたしまして、現在50名程度の利用登録があると聞いております。</p> <p>次に資料5-2、区外の通所介護事業所の指定でございます。</p> <p>事業所名称は、音楽デイ歌のつばさ。練馬区谷原四丁目に所在しております。利用定員18名で、法人名はフローレーベン株式会社。当区の区民1名が利用しております。</p> <p>次に資料5-3、区内1件の通所介護事業所の法人変更でございます。</p> <p>事業所名称はTenonで、宮前五丁目所在でございます。</p> <p>ここで、利用定員10名としておりますけれども、18名の誤りですので、お手数をおかけして申し訳ありませんが18名にご訂正をお願いいたします。</p> <p>新たな法人名は、Asia Healthcare Advisory株式会社で、この親会社を直接運営することとして旧法人から事業譲渡をされるとともに、実はこちら、もともと名称が「空の花宮前」という事業所でございます。今回を機に「Tenon」に変更となったものでございます。</p> <p>2月1日以降、従来の利用者及び人員体制を移行しまして事業を継続しております。</p> <p>最後に資料5-4、区内1件の通所介護事業所の廃止でございます。</p> <p>事業所名称は、だんらんの家西荻。西荻北四丁目所在。利用定員が10名。法人名は、株式会社TARTAN。</p> <p>こちらは、経営上の理由から廃止をいたしまして、本年5月をめどに新たな法人に事業譲渡する予定でございます。それまでの間は、近隣のほかの事業所を利用して頂くよう調整を図っております。</p> <p>ご報告は以上となります。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ご質問、ご意見おありの方はいらっしゃいますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>私、この最後の件にちょっと引っかかったのが、廃止が1月25日で事業譲渡が5月。ここがちょっと引っかかったのですけれども、どういうことなのかと思って。</p>
介護保険課長	<p>こちらはフランチャイズが絡んでおりまして、もともとフランチャイズで運営していたところなのですけれども、こういった経営上の理由がありまして、今回、この機にフランチャイズから外れるということがございます。</p> <p>その場合、そのまま事業が引き継げるということではなく、一定期間休止というか、こういった同じ業務ができない期間がある。そういう契約だそうなんです。だから、それを過ぎた段階でまた同種の業務として始めたいということでございます。</p>
古谷野会長	<p>余計分からなくなっちゃった。フランチャイズだったのですよね。フランチャイズ契約を外して、新しい法人を立ち上げる。ただ、そこへ行くのに一定期間、例えば3か月、4か月置かないとできない、それが認められない</p>

	ようなフランチャイズ契約になっていたということなのでしょうか。
介護保険課長	そのとおりでございます。
根本委員	競合しないように、そのまま流用して、フランチャイズからすぐ出て、自分のところで利益をとというのは、フランチャイズを利用したことで利益を得ないように、そこで別のフランチャイズが近くにあった場合に、そういう競合して取られたりとか、いろいろなことを防止するために契約上、最初にしているのではないですか。
古谷野会長	今のご説明だと、極端なことを言うと、既にそこで利用しておられる方を連れたまま別のフランチャイズ会社に移るということを避けるために、そういう。
根本委員	ケアマネが辞めて自分の利用者をそのまま違うところに持って行ってしまったりとか、そういうことです。
古谷野会長	藤林委員、どうぞ。
藤林副会長	結局、ここは新しい法人ができれば、それはまたここで新規に認めなければいけないけれども、わけの分からないことをやっていて、しかも2名しかなくて、フランチャイズやめるところを、新たに引き継ぐところが本当にいいのかどうかみたいな印象になってしまいますよね。会長がおっしゃるようによく分からないですよ。
根本委員	逆に2名しか、フランチャイズやっていたら、フランチャイズして支払だけ増えてしまっ。
藤林副会長	2名ではやっていけないよね。
根本委員	どんどん赤字が増えているから、一旦フランチャイズをやめるということではないですか。
古谷野会長	だから、今言われたように、通常で言えば、ただの廃止ですよ。新しく次を立ち上げてということがあるからわけが分からなくなってしまうのだけれども、要は今回の報告は廃止したということですよ。そして、事業譲渡後の件については改めてこの協議会の審議にかかってくるということなのだろうと思いますけれども、それでよろしいのですか。
介護保険課長	はい。
藤林副会長	備考があるから分かりにくいのですね。
高齢者担当部長	まさに今、会長、副会長からお話があったとおり、これは本来でいえば、単体で見れば1月25日付けで廃止という1件ですけども、今、会長からお話があったとおり、5月にきちんと立ち上がってくるということになれば、また協議会にご報告することになるので、そのつながりを考慮して、備考欄に記載したものをご理解頂ければと考えます。
古谷野会長	ただ、先ほどお話があったように、次の期の協議会の1回目は6月ですよ。そうするとこの開所あるいは立ち上げに間に合わないということになりませんか。
介護保険課長	こういった事例は、通常は変更で上げさせて頂いているところです。
古谷野会長	でも、法人はまだ設立されていないのですよね。

介護保険課長	今後設立の予定と聞いております。
古谷野会長	ということは、今日、変更として審議できないですよ。
根本委員	事業譲渡ではないのではないですか。フランチャイズで、そのフランチャイズからそれを引き継ぐというのだったら譲渡だと思うのです。新法人を立ち上げて、それでやるということだから、資本を引き継ぐとかが前になければ譲渡にならない。
古谷野会長	事業譲渡ではないということですか。
根本委員	譲渡ではなくて、新法人を立ち上げているから、そこで新たにやりますよと。単純にそう言えば済んでしまうことだと思うのですけれども。
介護保険課長	事業譲渡なのですから、そこにフランチャイズが絡んでいるというケースです。
根本委員	フランチャイズをやっていたときに法人があって、そのフランチャイズで経営していた法人からフランチャイズは外れて、その法人から新たに立ち上げた法人へ譲渡するということだったら分かるのです。 フランチャイズはフランチャイズで、経営している法人がある。フランチャイズからその法人が外れて、新たに立ち上げた法人に譲渡して、それでやっていくということだと、何となく分かる。そういうことですよ。フランチャイズが絡んでいるから面倒くさくなっている。 フランチャイズが外れて法人が存在していたから、何か月はやってはいけませんと、フランチャイズのほうで駄目だよと。今までフランチャイズを利用していた利用者さんをそのまま使って営業して利益を上げたら、フランチャイズとしては損してしまうからということで、その法人から外れて、何か月後に新たに法人を立ち上げたところに譲渡してということですよ。
介護保険課長	そのとおりでございます。
古谷野会長	ただ、そのタイムラグが4か月あるので、区として、あるいは保険者としては、これはただ単に、今日のところはただ単なる廃止ですよ。
根本委員	一番迷惑するのは利用者ということですよ。
古谷野会長	廃止になったときに、既に利用している2人の方に不利益が行かないように区で調整したという意味での報告でしょうか。
高齢者担当部長	会長がお話し頂いたとおり、通常、時期が空かないで事業譲渡した場合、廃止及び事業譲渡と思えますし、そうしたケースは報告案件でお示しさせて頂いていると承知しています。今回は時期が空くので、まず今回は廃止について報告し、次回の協議会で事業譲渡についてご報告するというので、2段階に分けて協議会の開催に合わせて丁寧に対応したいということですよ。
古谷野会長	フランチャイズ契約の関係で、廃止と事業譲渡認可を同時にやれないので、取りあえず今日は廃止の報告だけをしたと。 そうすると、今度は廃止ではなくて認可のための審議をしないといけないということになってしまうと思えますよ。
介護保険課長	もう一度確認させて頂きますと、基本的には事業譲渡のご報告ということになると考えています。その事業譲渡までの間が今回は空いているという構図になっております。
古谷野会長	その間に変わってしまうという可能性はないのですか。例えば従業員とか場所とか。

介護保険課長	仮に、おっしゃったとおり場所が全然違うとか、規模が全然違ってしまっているということになった場合には、また改めてご相談させて頂く形になると思います。
古谷野会長	ということは、次回の介護保険運営協議会にはまた報告で出てくるということですね。
介護保険課長	そのとおりでございます。
古谷野会長	そこでは審議しないと。
介護保険課長	そのときには、また備考欄にこういった説明文を書かせて頂いて、今回お話をさせて頂いている形できちんと説明させて頂いた上で、ご報告ということになるかと思えます。
松本委員	法人はまだないのですよね。
介護保険課長	法人設立を予定している状況と聞いております。
松本委員	法人がないのに、法人に対して事業譲渡というのが成り立つのでしょうか。
介護保険課長	通常の事業譲渡は、細かく話をしますと、一回廃止して、新たところで開始ということになります。ただ、今回の場合はその間が離れているという状況です。
松本委員	いつも事業譲渡する際には、法人があつて、それからまた法人に、もう既にある法人に譲渡する形になるので分かるのですが、もう運営主体があるわけですから。まだ運営主体ができていない、もしそうであれば、まだ予定の段階でそれに譲渡しますよというのが成り立つのかどうか分からない。
介護保険課長	仮に、代表になるような方がどこの誰か分からないような場合とかでしたら、すごく心配になると思うのですが、今回の場合というのは、現事業所の管理者が立ち上げる会社ということでございますので、そういった部分もあるかと思えますので、基本的にはここに書いてあるとおりの方向で進むものと考えております。
根本委員	一旦閉鎖してしまっている法人ですから、それで新たに設立したところに引き継ぐというか新しく立てられているので、新規の立ち上げといったほうがはっきりする気がするのです。 新規に立ち上げたときにここに掛けて、その法人がどういう代表者でどういふことで運営していくか協議することで説明して頂ければ、それで済んでしまうことだと思います。 譲渡と言うと、そのまま引き継ぐので、当然引き継いでいる間は運営していないとおかしいと思うのですが、一旦やめて閉鎖してしまつて、廃止してしまつているので、そういうふうの説明して頂いたほうが、新たにやる法人がちゃんとしていけば別に問題ないと思うのです。
古谷野会長	ですから、間を空いての事業譲渡ということで報告で済ませるのではなくて、廃止のほうは報告で行く。次のときは改めて認定という形の手順を踏めば、仮に法人が変わつてしまつても問題はないのではないですか。
介護保険課長	その場合に、事業譲渡は通常、報告という形で進めさせて頂いているところですので。
古谷野会長	先ほど松本委員が言ったように、既にある法人に譲渡することはできるけれども、ない法人に譲渡ということはそもそも成り立たないのではないかと

	ことになってしまうのですよね。
介護保険課長	すみません。あまり聞こえなかったのもう一度いいですか。
古谷野会長	先ほど松本委員が言われたように、既に存在している法人が受け取る、既に存在している法人に譲渡することはあり得るだろうけれども、存在していない法人に譲渡するのは成り立たないのではないですか。
根本委員	利用されている方は、ほかのデイに一旦契約して、5月か6月にまた契約し直して新法人のところで利用されるということだから、一旦は介護保険上、違う事業所で利用されて、介護保険報酬もその事業所へ出るので、だから継続性はないですよ。
高齢者担当部長	まず、今日の段階では報告案件としての廃止についてご確認頂きたいと思います。 その上で、今後ここには5月頃ということになっていますけれども、その辺り、今のお話を踏まえて、今後の新たな法人の立ち上げ時期だとか、立ち上げた法人における事業開始時期だとか、その辺を事務局でよく確認して、現時点での想定としては令和6年度第1回の協議会に新規の議題としてお諮りするということで調整を図っていきたいと思います。 今日のところは貴重なご意見を頂いたと思っていますので、まずはこういった事情で1月25日に当該事業所が廃止というご報告につきましてご理解頂ければありがたいと存じます。
古谷野会長	ありがとうございました。 今、部長に整理して頂いた内容であればどこにも引っかからないです。実にすっきり流れるのではないかと思いますので、全てこの4件の報告を頂戴したということで先へ進んでよろしいでしょうか。 ありがとうございました。 それでは、6番目の報告事項です。業務の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者等について、神村課長、引き続いてお願いします。
介護保険課長	私から引き続き、資料6によりまして「地域包括支援センターが業務の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者等について」ご報告いたします。 資料6「1 地域包括支援センターが業務の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業所」の「(1) 根拠法令」と書いてありますけれども、こちらに記載しました法令に基づきまして、令和6年度に地域包括支援センターが、指定介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託できる対象事業所につきましては、1枚おめくり頂いた別紙1のとおり、区内の事業所が112所で、区外の事業所が53所となりますので、ご確認頂ければと存じます。 次に、資料1枚目の下のほうですけれども、「国の法令改正等に基づき、介護予防支援を実施する居宅介護支援事業所の指定について」でございます。こちらにつきましては、後ろから2枚目となります別紙2-1を御覧ください。 本年1月の国の省令改正等に伴い、介護予防支援につきましては、本年4月から、ただいま別紙1でお示した対象事業所に地域包括支援センターが委託して行う方式に加え、新たに区市町村が指定した居宅介護支援事業所が実施できることとなりました。 参考に別紙2-2として添付しておりますけれども、こちらは別紙2-2の裏面下の部分にありますとおり、新たな指定に当たりましては、地域包括

	<p>支援センターによる「一定の関与」の下に行うとされております。</p> <p>次に、別紙2-1に戻って頂いて、2つ目の「○」以降になりますけれども、これらに係る国の通知は、現時点で発出されておらず、区としましては、今後当区の地域包括支援センターであるケア24と意見交換を行いまして、「一定の関与」を具体化するとともに、協議会の意見聴取を経て指定することが適当と判断しております。</p> <p>なお、現時点では区内の7事業所から介護予防支援について指定を申請したいとの意向が示されておまして、本年7月の指定を想定し、丁寧に取り組んでまいります。</p> <p>こちらのご報告は以上となります。</p>
古谷野会長	<p>これもちょっと分かりにくい報告ではあるのですよね。</p> <p>まず2つに分けましょう。ケア24が再委託のできる居宅介護支援事業所の112件と53件のところまでで一旦切りましょう。</p> <p>この委託というのは、先ほどあった総合相談支援事業の一部委託とは全く違うものです。既にこれまでもずっとやってきたものです。</p> <p>委託先の変更、あるいは増えているということはあるのですか。</p>
介護保険課長	委託先の変更ですか。
古谷野会長	委託できる居宅介護支援事業所数は増えているのでしょうか。
介護保険課長	少々減っている状況です。
古谷野会長	これは、相田委員、あまりうれしくないから受けないというところがあるのでしたよね。
相田委員	そういったところもあるかもしれないのですが、コロナ禍前には160余り杉並区内にも居宅介護支援事業所があったのですけれども、今120ぐらいになっていまして、かなり介護支援専門員、ケアマネジャー不足といったところもありますので、こういったところも先ほどの総合相談支援窓口と一緒に、準備期間を十分に頂かないと難しい状況にあると思います。
古谷野会長	<p>前半は、従来どおりのケア24からの再委託の居宅介護支援事業所の指定リストを頂戴したというところまでです。</p> <p>それから後半は、再委託ではなくて直の形を取りたいという事業所が既に7か所出てきている。こちらのほうが事業者としてはいいのでしょうか。</p>
相田委員	こちらにもありますとおり、まだ全てが分からない状況にあります。その中で私たちが現場の最前線になるわけで、ご説明とかするときにもご利用者様の不安とか混乱を招くことになると思いますので、ここは慎重に時間を取って、この7月から想定される時期にというのは相当であると思うところがあります。
古谷野会長	先ほどの総合相談支援事業の一部委託と同じように、ケア24、あるいは事業者との間で十分に相談をして、詰めた上で区の直委託の制度を導入できればいいなと思っている段階ということですね。
相田委員	そうですね。どうなるのかなという全体像がまだ見えておりませんので、しっかり見えてから準備をする事業所、法人はしっかりと準備を重ねて対応していけたらいいのかなと思っていますのでございます。
古谷野会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>藤林委員、どうぞ。</p>
藤林副会長	誰かに聞いたような気がするのですが、利用者にとって再委託からの介護予防支援を受けるのと、区から直の介護予防支援を受けるのでは、たしか介

	<p>護報酬が違うから、自己負担が違うはずですよ。どっちがどっちでしたか。どういう金額になるのですでしたか。利用者さんにとってはどっちがお得になるのですでしたか。</p> <p>ケアマネだから利用者さんはないのですよね。介護支援事業者が受ける金額がその話だ。利用者ではなく、ケアマネさん側が受ける金額が再委託と区から直とどっちが高いか安いという話なのですよね。</p>
相田委員	30 単位です。
根本委員	そうすると大したことない。
藤林副会長	あまり気にするほどの金額の差ではないと。
根本委員	<p>どちらも大したことではないのですけれども、今委託でやると折半なので、普通の要介護者の利用者さんのプランを立てていろいろやると支援事業でやると包括から来た要支援の方をやるのと労力は一緒なのです。</p> <p>検査とかいろいろなことで包括からチェックされるので、余計に忙しいというのもあって、報酬的にいえば要介護をやったほうがいいので、要介護の方も今ケアマネさんが少ないので、それでなくても要介護の方もプランをやってもらうケアマネさんを探すのが大変なので、本音を言えば、事業所としてはこういう制度ができてどこが手を挙げるのかと思ったら、多分潤沢にケアマネさんがいるようなところで、仕事がないよりはあったほうが良いというところが手を挙げているのではないかと。変な言い方なのですけれども。</p>
藤林副会長	今回、確か人数が増えたのですよね、1人当たり受け持てる。
根本委員	増えても負担は変わらないので、結局、人数的に受けられない。あまりケアマネさんに言ってしまうと、ケアマネさんが辞めてしまうので。
古谷野会長	利用者さんの経済的な負担はないわけだから、そこは関係ないのだけれども、再委託で行った場合と区から直で来た場合とで、受けることとできるサービスに差ができてしまったら具合が悪い。これは間違いないですよ。そこを担保できるような仕組みづくりや情報の共有のようなことをこれから準備して、できれば7月ぐらいから移行できればいいかなという、そういう報告でいいのでしょうか。
高齢者担当部長	<p>資料の前段のところについては、今でも区内の居宅介護支援事業所がケア24から委託を受けて実際に要支援1、2の方のケアマネジメントをやっている実績があるわけです。そういうことからすれば、体制も整っているし、実績もある事業者は存在するということです。</p> <p>ただ、先ほどさっき相田委員もおっしゃって頂いたように、地域包括支援センターの一定の関与であるとか、きちんとそこも協議をしていかないと、会長がおっしゃっていた混乱とか、利用者にとっての不利益とか、そういうことにならないように必要な時間をかけて、その辺りの意見交換、協議を重ねた上で、条件、整った状況を見極めて実施をしていただきたいと考えていることであります。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。今、ご説明を追加して整理をして頂いたところですが、それでよろしいですか。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、7番目の報告、ケアマネジメントに関する基本方針。これも神村課長、お願いします。</p>

介護保険課長	<p>引き続き私から。資料7「杉並区におけるケアマネジメントに関する基本方針」を改正いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>このたび、平成31年3月に策定いたしました基本方針につきまして、第9期介護保険事業計画がスタートする機会を捉え、改定したもので、以下、基本方針の主な内容をご説明いたします。</p> <p>まず、11行にわたる本文につきまして、ケアマネジメントの重要性や基本方針を定める意義等をより分かりやすく記載することとしまして、従来の内容を修正いたしました。</p> <p>次に、「1 ケアマネジメントの基本方針」でございますが、大きく4項目に分けている点は従来と同様でございますけれども、(1)に重度化防止の視点を追加いたしました。</p> <p>また、(2)では、下から3行目の「科学的介護情報システム(LIFE)」の分析結果等を踏まえることなどを追記しております。</p> <p>(3)につきましては、2行目の「その際には」の2行を追記いたしました。</p> <p>次のページでございます。(4)では、1行目の「認知症・一人暮らし」等の例示を加えるとともに、最後でございます、サービス体制を構築のため、区と連携して関係機関等に働きかける旨の文章を加えております。</p> <p>次に「2 ケアマネジメントの質を高めるための取組」では、主に「(2)杉並区」部分の④を追記するなどの修正を図りました。</p> <p>これらの改正内容につきましては、他自治体の方針を参考にするとともに、杉並区ケアマネ協議会等での意見を伺いながら検討し、取りまとめたものでございます。この場をお借りして相田会長に御礼申し上げます。</p> <p>私からの報告は以上となります。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>相田委員、それでよろしいですか。</p>
相田委員	<p>基本方針につきましては、昨年初めのころから介護保険課よりお話を頂いて、メールと参集を含めて10回ぐらい、複数回、会を設けて頂きました。この追加になりました部分は今、神村課長がおっしゃってくださったのですが、一言一言丁寧にしっかりと見直ししながら、話し合いを重ねてきたと思っています。</p> <p>その中で私たちも多様化、複雑化するニーズにしっかりとケアマネジメントをしていけるように意識を高めていけるように協議会としてもしっかりと話し合いを続けてきた結果となります。</p> <p>以上です。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>よろしゅうございますね。</p> <p>それでは、その次に行きましょう。条例改正について、これも神村課長です。</p>
介護保険課長	<p>それでは私から、資料8によりまして「杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の改正について」ご報告いたします。</p> <p>本件につきましては、「1 改正の趣旨」にありますとおり、国の「基準省令」の改正に伴い、「2 改正した条例」にお示しした4つの条例を改正することとしまして、昨日、区議会本会議で原案どおり採決されたものでございます。</p> <p>概要は「3 主な改正点」に記載をいたしましたとおり、大きく3点の共通事項のほか、介護予防支援につきましては、先ほど報告事項6でご説明した内容でございます。</p>

	以上、簡単ですがご報告いたします。
古谷野会長	<p>ありがとうございました。 よろしいでしょうか。これも国の指示に従って改正したということになります。 それでは、最後の報告になります。これも神村課長ですね。お願いします。</p>
介護保険課長	<p>私から、資料9によりまして「杉並区における介護保険の実施状況について」ご報告いたします。資料9を御覧ください。 まず、「1 基本情報」につきましては、各項目を表にしまして、基本的に杉並区、東京都、全国を比較できるよう工夫いたしまして、当区の特徴を文章で記載する構成といたしました。 まず1ページ目の高齢化率は、当区は東京都や全国に比べ低い状況でございます。 2ページ目の高齢者がいる世帯の割合等もほぼ同じ傾向になります。 一方、3ページ目の「①平均寿命」「②65歳健康寿命」は、当区のほうが高い状況となっております。 また、4ページ目の「③65歳平均障害期間」は、東京都に比べて要支援1以上と要介護2以上の期間の差が大きい状況です。 次に5ページの「2 第1号被保険者数・要介護認定者状況」です。当区の認定率は、東京都、全国と比べて高い状況でありますけれども、6ページでお示しいたしましたとおり、前期高齢者の認定率は低く、また後期の認定率が高いことが当区の特徴と言えます。 次に、7ページを御覧ください。上段の3つの「○」に記載した内容が当区の特徴と存じます。以降、10ページに至るまで各項目について分析しておりますので、ご確認ください。 次に11ページの「3 給付データの分析」として、11ページから13ページまでは、介護サービスの利用状況を各項目に分けてお示ししております。 1人当たりの給付月額は、11ページに記載のとおり、区は全国、東京都に比べて高い状況で、特別区でも9番目です。これは認定率の低さ、いわゆる被保険者のうち認定を受けて介護サービスを利用する方が多いことが要因と考えられます。 次に、「②給付費のサービス系列別割合」でございますけれども、12ページに記載のとおり、全国と比べると東京都では施設系の割合が少なく、特定施設が多いのですが、杉並区ではさらにその傾向が顕著です。 14ページでは、「4 介護予防・日常生活支援総合事業」につきまして、令和4年度の短期集中予防サービス利用者のサービス終了時のケアプランの状況をまとめました。 最後に、同じ14ページの「5 今後に向けて」では、大きく3点にわたり今後取り組んでいくべきと考える事項をお示ししております。 第9期の各年度で見込んだ介護サービス料につきまして、引き続き定期的に現状把握、分析を実施いたします。また、要介護認定について、より一層の適正化に努めるとともに、介護給付適正化について記載のとおり取り組んでまいります。 今後とも協議会の皆様の意見等を踏まえて、より分かりやすく有益な分析に努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。 雑駁で恐縮でございますけれども、以上でご報告を終わらせて頂きます。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。 毎年これをつくるのはすごく大変だろうと思うのですが、これは非常に</p>

	<p>貴重なデータです。ただ、よほどでないとその中身を読み込めないというのがこの難しさで、また、よほど説明を聞かせて頂かないと理解できないというところでもありますので、また機会があれば、より詳しくご説明頂ければと思いますが、何か今日のところでご質問、あるいはご意見おありの方はいらっしゃいますか。</p>
高齢者在宅支援課長	<p>先ほど古谷野会長からご質問がありました資料2の「おたっしや訪問」の区民課への調査依頼について、確認が取れたのでご報告させていただきます。</p>
古谷野会長	<p>ちょっと待って。この報告をどうするか先に。</p>
高齢者在宅支援課長	<p>ごめんなさい。大変失礼いたしました。</p>
古谷野会長	<p>この報告はよろしいですか。 また本当にどこかで聞かせて頂きたいと思うのですが、今日のところはここでということにいたしましょう。 お待たせしました。犬飼課長、どうぞ。</p>
高齢者在宅支援課長	<p>先ほど資料2の「おたっしや訪問」についてですが、古谷野会長から、区民課への調査依頼はどのくらいあるかというご質問を頂戴いたしました。 今年度、令和5年度につきましては現在集計中ですが、昨年度、令和4年度については2件あったとのこと。調査依頼した内容としましては、訪問をしたらほかの人が住んでいた。そしてもう1件は、訪問したら家がなくて更地だった。これについて調査の依頼を区民課にかけたとのこと。例年2件くらいこのような例が出てきているとのこと。 以上です。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。 よろしいでしょうか。 それでは、これで本日予定された9件の報告全て終わることになりますが、最後、事務局からお願いいたします。河合課長どうぞ。</p>
高齢者施策課長	<p>お疲れさまでございました。本日の運営協議会におきまして、第8期における審議は全て終了となります。皆様には3年間熱心なご議論頂きまして、誠にありがとうございました。 第8期の結びに当たりまして、古谷野会長から一言お願いできればと思います。</p>
古谷野会長	<p>第8期の協議会、大変お疲れさまでした。この第8期というのは、コロナとぶつかった時期で、介護をめぐる状況は随分影響を受けたと思います。そういう中で、この協議会の中では慎重に、あるいは活発にご議論頂き、また、多くのご意見を頂くことができました。ありがとうございました。 また、この会の内容の広報につきましても、この機に少し変えることができました。会議録の公開を速やかにするようにしたのもそうですし、それから配布された資料のホームページでの公開も今期から進めることができました。また、会議録の中では、各委員さんのお名前を書くことができるようになって、より公開性が高まったかなと思っております。 介護をめぐる事情、状況は、今後大変になることはあっても軽やかになることはまずない。それだけにこの杉並区の介護保険運営協議会というのは、重要な役割を区の中では果たしているのだろうと思っております。 今期の介護保険運営協議会につきまして、ご協力頂きましてどうもありがとうございました。</p>
高齢者施策課長	<p>ありがとうございました。 では、引き続き事務連絡させていただきます。</p>

	<p>前回もお伝えいたしました第9期介護保険運営協議会の委員改選について、改めてお知らせいたします。</p> <p>各団体からの推薦にて委員をお引き受け頂いている皆様の団体には、推薦依頼を2月22日付けで送付しております。推薦書の回答期限を来週3月25日までをお願いしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、公募委員における委員の公募についてですが、公募委員の募集案内は、「広報すぎなみ」4月15日号に掲載を予定しております。詳細が確定いたしましたら、公募委員の皆様には改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>最後に、次回、令和6年度第1回介護保険運営協議会ですが、6月28日金曜日午後2時からを今のところ予定しております。日程等につきましては、第9期の委員に就任される方々に改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>連絡事項につきましては、以上でございます。</p>
古谷野会長	<p>それでは、今期の介護保険運営協議会は、これにて全て終わりということで散会にしたいと思います。ご協力ありがとうございました。</p>